

補助金の適正な申請について（お願い）

一宮市浸水対策施設設置補助金の申請について、下記の留意事項を守ってください。

1. 交付決定通知書を受領後に工事を始めてください。

※ 必ず設置する前（個人設置の場合は材料等購入前）に申請してください。
補助金交付の決定通知前に設置した場合は、補助の対象になりません。

2. 【個人設置の場合】

販売業者から領収書をもってください。

現金払いは対応可能です。

完了報告書を提出する際に、領収書の原本を提出してください。

3. 【業者に依頼した場合】

設置工事終了後、施工業者から請求書をもってください。

工事代金を施工業者の銀行口座に振り込み、領収書をもってください。

※ 補助金交付対象外（銀行の振込み明細書が必要なため）

・現金払いによるもの

・電子決済（クレジットカード、電子マネー、QRコード）

完了報告書を提出する際に、請求書、領収書、振込み明細書の原本を提出してください。設置工事の完成検査終了後に返却いたします。

4. 「無料で設置します」という業者にはご注意願います。

実際にかかった工事費総額より大きな金額で申請された場合は、偽りその他不正な手段となりますので、補助金の交付を取り消し、返還を求めることとなります。

また、虚偽の申請により、本来の補助金を上回る補助金の交付を受けることとなりますので、詐欺罪として刑事告訴される可能性もあります。

十分に注意してください。

問い合わせ先

一宮市 建設部 治水課 計画G

電話 0586-28-8642